（案）

資料

諮問第212号の答申
船員労働統計調査の変更について

本委員会は、諮問第212号による船員労働統計調査の変更（令和９年以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月10日付け国総情政第384号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「船員労働統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（２）理由等

ア　調査事項の変更

a　本調査は、**図表１**のとおり、①指定船舶（注１）に乗り組む船員についての調査（以下「指定船舶調査」という。）（第１号調査）、②漁船に乗り組む船員についての調査（以下「漁船調査」という。）（第２号調査）、③引船（注２）、はしけ（注３）及び官公署船（以下「特殊船」という。）に乗り組む船員についての調査（以下「特殊船調査」という。）（第３号調査）の３種類の区分で調査を実施している。

（注１）指定船舶とは、漁船、特殊船以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶をいう。
（注２）引船とは、大型船舶の離着岸、自航能力を有しないはしけ又はいかだ等を曳航するものをいう。
（注３）はしけとは、自航能力を有せず、もっぱら引船により曳航されるものをいう。

図表１　船員労働統計調査の調査体系（現行計画）

	指定船舶調査 （第１号調査）	漁船調査 （第２号調査）	特殊船調査 （第３号調査）
調査対象の範囲（属性）	指定船舶	漁船	特殊船
報告者数	約400隻	約1,000隻	約500事業所
報告者の選定方法	層化無作為抽出 （母集団の大きさ：約3,300隻）	全数	全数
調査期間	毎年６～８月	毎年12～翌年２月	毎年６～８月
調査事項	①報告者に関する事項 ②船舶に関する事項 ③船員に関する事項 （職種ごとの船員数、年齢、性別、外国人か否か、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、月間総労働時間、報酬等）	①報告者に関する事項 ②漁船に関する事項 ③従業状態、漁業種類ごとの報酬額に関する事項 ④船員に関する事項 （人員、女性・外国人船員の内数、漁業種類及び職種ごとの給与または最低保障額等）	①報告者に関する事項 ②特殊船に関する事項 ③船員に関する事項 （職階ごとの人数、稼働日数、報酬等）

本申請では、特殊船調査（第３号調査）において把握している６月単月分の「特別に支払われた報酬（注４）」について、**図表２**のとおり、調査事項等を変更する計画である。

（注４）特別に支払われた報酬とは、定期払いを要する報酬、割増手当、夜間割増及び航海日当以外の給与を指し、予期しない事由に基づき支払われる災害の一時金等、支給条件はあらかじめ確定されているが支給事由の発生が不確定な結婚手当、退職手当等、また算定の基礎となる期間が１か月を超える夏期手当・年末手当等が該当する。

図表２　調査事項等の変更内容

変更事項	変更内容	現行計画
調査事項	昨年１年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬	特別に支払われた報酬
基準となる期日又は期間	調査年前年の１年分（１月から12月までの分）	毎年６月の給与支払期日現在において、６月の１か月間（給与締切日の定めがある場合には、６月の最終給与締切日以前の１か月）

b　この変更の背景として、指定船舶調査（第１号調査）においても、船員に支払われる報酬の一つとして、６月の「特別に支払われた報酬」を調査事項として設定していたが、令和元年に実施した「船員労働統計予備調査」の結果、当該月単月では特別に支払われた報酬の全てを捕捉しきれているとは言えないことが明らかになったため、令和３年調査から、「昨年１年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更している。また、当該変更に係る諮問第146号に対する答申（以下「前回答申」という。）において、「特殊船（第３号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第３号調査）において昨年１年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて検討」することが今後の課題として示されている。

c　国土交通省は、前記の課題を受けた対応等について、以下のとおり説明している。

①　今回の変更については、令和４年10月から12月にかけて事業者及び関係団体への聴取を行い、引船及びはしけについて、「特別に支払われた報酬」が必ずしも６月に支払われていない状況が判明したことから、船員に支払われる報酬を正確に把握するため行うこととしている。

②　この変更に伴う報告者への負担については、事業者へのヒアリングにおいて、変更後の調査事項について、回答が困難であるとの回答はなかったことを確認しており、昨年１年分のデータ集計についても、多くの事業者では報酬がデータ化されているため、報告者にとって過度な負担とはならない。

③　特殊船調査（第３号調査）における調査項目について、６月単月分の「特別に支払われた報酬」から「昨年１年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することにより、変更の前後において、公表結果を単純に比較することができなくなるが、令和３年調査から同様の変更を行った指定船舶調査（第１号調査）については、令和２年調査以前の数値と令和３年調査以降の数値が接続しない旨ホーム

ページにおいて周知を行っており、特殊船調査（第３号調査）についても同様に、利用者に誤解を与えないよう、変更内容の周知にとどまらず、変更の趣旨も含めて周知を行うこととしている。

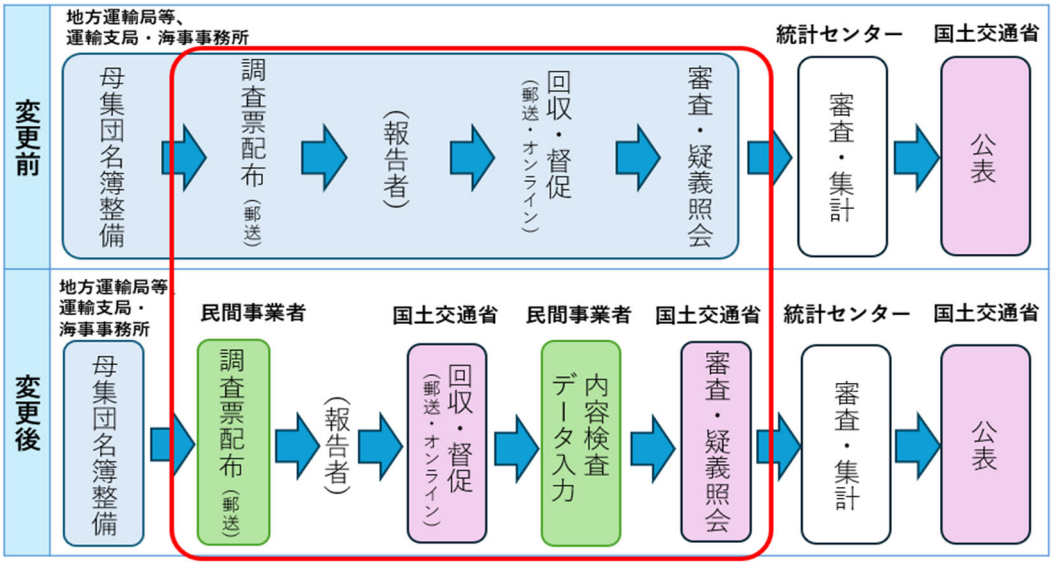
d　本変更については、①調査全体の統一性を確保し、船員に支払われる報酬の正確な把握に資するものであること、②報告者に対し過度な負担とはならないこと、③変更前後の数値の比較についても利用者に対して注意喚起がなされることから、適当である。

イ　調査系統・方法の変更

（ア）指定船舶調査（第１号調査）及び特殊船調査（第３号調査）の調査系統・方法の変更

a　本申請では、従来、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所が担っていた業務のうち、**図表３**のとおり、母集団名簿の整備以外の業務を、国土交通省本省及び業務委託先の民間事業者が実施するよう変更することを計画している。

図表３　調査方法の変更内容



b　本変更の理由について、国土交通省は、①地方運輸局等、運輸支局・海事事務所の事務負担の軽減が求められており、特に、指定船舶調査（第１号調査）については、毎年標本が変わることから、新規の報告者への対応や督促が多く、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所の負担が大きいこと、②指定船舶調査（第１号調査）と特殊船調査（第３号調査）は、調査実施時期が同じであり、それぞれの業務を一体的に移管することが可能であることから変更することとしたと説明している。

また、国土交通省は、調査方法の変更に伴い回収率、公表時期に影響が生じないよう、①船員制度の理解が必要な内容審査や疑義照会への対応等、調査品質の確保に必要な業務については国土交通省本省が担当することとし、民間事業者に委託する業務は、あらかじめ定められた基準やマニュアルに基づいて実施する定型的な業務とすること、②委託する民間事業者に対しては、業務マニュアルの整備、調査開始前の研修、

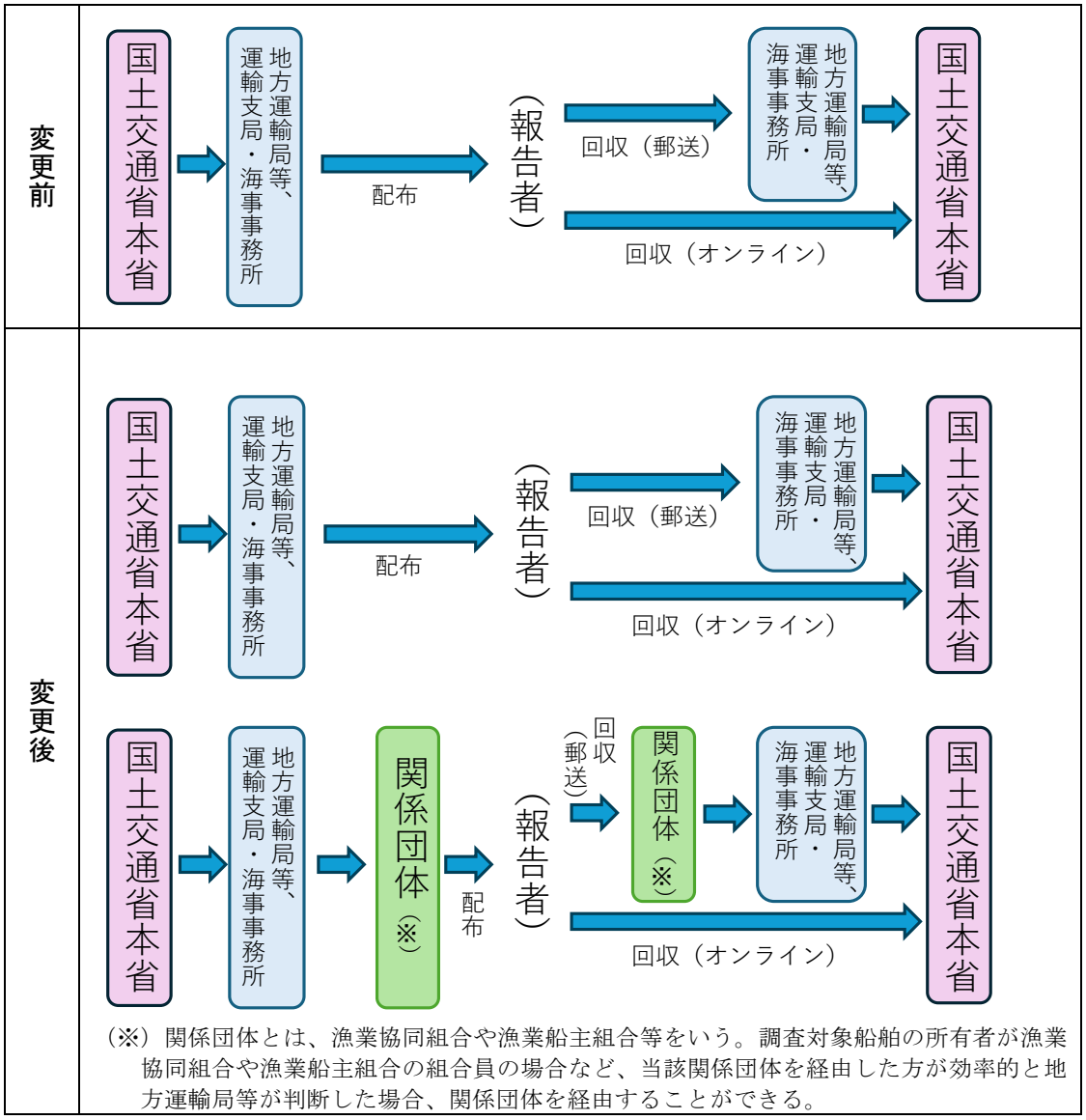
定期的な進捗確認、国土交通省との密接な連携体制の構築等を通じ、円滑な調査が実施されるよう準備を整えることとしていると説明している。

c　本変更は、地方運輸局等、運輸支局・海事事務所の業務効率化に関する組織的課題への対応であり、督促・疑義照会等の報告者との接点となる業務については国土交通省本省が実施し、本変更により懸念される回収率及び公表時期への影響を回避するものであることから、適当である。

（イ）漁船調査（第２号調査）の調査系統の変更

a　本申請では、**図表４**のとおり、調査対象船舶の所有者が漁業協同組合等の組合員の場合など、漁業協同組合等関係団体を経由した方が効率的と地方運輸局等が判断した場合に、当該関係団体を経由できる旨を調査計画に明記することを計画している。

図表４　調査系統の変更内容（漁船調査（第２号調査））



（※）関係団体とは、漁業協同組合や漁業船主組合等をいう。調査対象船舶の所有者が漁業協同組合や漁業船主組合の組合員の場合など、当該関係団体を経由した方が効率的と地方運輸局等が判断した場合、関係団体を経由することができる。

b　本変更の理由について、国土交通省は、本調査を始めとする各種調査等を実施する

に当たって、一部の漁業協同組合や漁業船主組合において、これらの組合を通じて所属する組合員への調査票の配布・取集が行われている場合があり、この取扱いを本調査の調査計画に明示するためとしている。

また、国土交通省は、国土交通省本省から漁業組合等関係団体に対して実務協力依頼文書を発出する際に、当該文書において調査票情報の管理の徹底を周知するとともに、調査対象者ごとの封筒を用意することなどにより調査票情報が適正に管理されるようにするとしている。

c　本変更は、これまでも漁業組合等関係団体において行われていた業務を調査計画上明確にするものであり、関係団体には実務協力依頼文書を発出の上、調査票情報の管理徹底を周知することや、調査対象者ごとの封筒を用意することなどにより調査票情報の適正な管理を行うものであることから、適当である。

ウ　調査実施期間の変更

a　本申請では、令和６年能登半島地震の影響があった石川県２市町（10事業者）について、漁船調査（第２号調査）の実施期間を後ろ倒しにしていた（注５）ものを、元の調査の実施期間に戻すことを計画している。

（注５）この変更の背景として、令和５年に行った漁船調査（第２号調査）において、調達手続に時間を要し、本来令和５年 11 月中に行うべき調査票の送付が１月にずれ込んでいた中で、令和６年能登半島地震が発生したため、石川県に対しては調査実施時期に調査票が未送付の状態となったところ、同県に所在する報告者（２市町、10 事業者）に対して、調査実施期間を後ろ倒しすることとし、その後、後ろ倒しした期間に調査が実施された。

b　本変更は、前記の一部地域で講じていた特別な対応を元に戻すものであり、適当である。

エ　調査票配布数決定方法の変更

a　指定船舶調査（第１号調査）においては、以下の手順で調査票の配布数を決定している。

①　船員法第111条報告により母集団の隻数を把握

②　船員労働統計母集団調査又は船員労働統計予備調査（おおむね５年ごとにしっ皆で行われる一般統計調査。以下「母集団調査」という。）により、標本設計に必要となる平均報酬額の標準偏差を把握

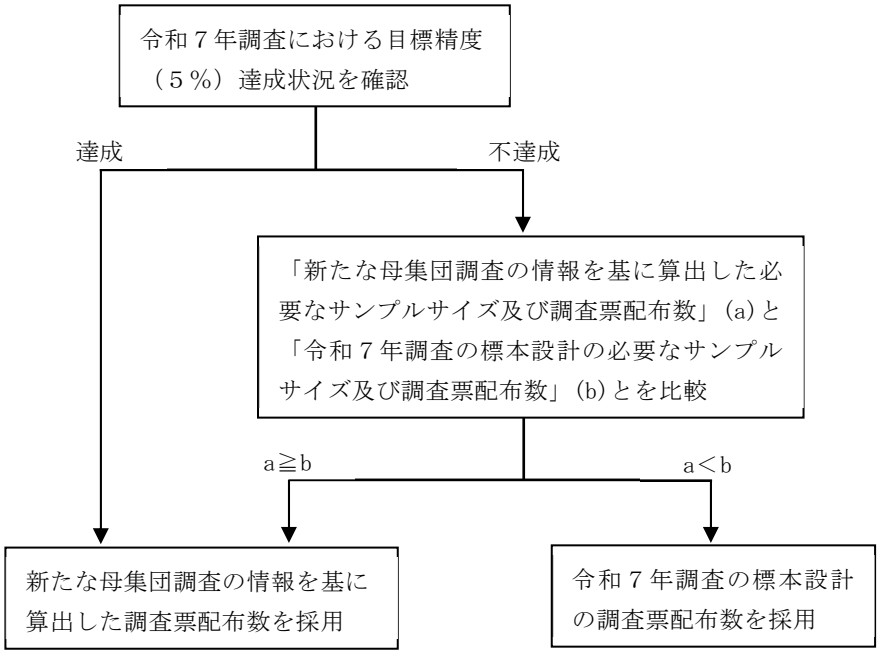
③　内航・外航別、用途別、総トン数別に層区分を設定し、一人当たり平均報酬額が精度５％（信頼度95%）となるように必要数を算出

④　③で算出した必要数に母集団調査の回収率の逆数を乗じて、調査票配布数を算出

b　本申請では、**図表５**のとおり、直近（令和７年）の調査において、aに記載の手順で算出した調査票配布数では目標精度を達成できなかった層区分においては、新たな母集団調査の情報を基に算出した必要なサンプルサイズ及び調査票配布数と令和７年調査の標本設計の必要なサンプルサイズ及び調査票配布数を比較の上、いずれか大きい方を採

用する作業を追加することを計画している。

図表５　採用配布数の決定に係る追加作業の概要



c　本変更について、国土交通省は、今回の計画変更は今後の精度向上のための最初の取り組みとして実施するものであり、層区分によっては、必要となるサンプルサイズを回収しているにもかかわらず、目標精度を達成できていないものがみられる等課題がある。今後は、このような課題について個票データを含めた分析を行うなど、引き続き精度向上のための取組を進めてまいりたいと説明している。

d　これについては、本申請は精度を改善するための最初の取り組みとの位置づけであり、現時点において可能な限り、必要な精度を確保するための方策を講じようとしており、その限りにおいて適当であると考えるところ、審議の過程で以下の意見が示された。

①　回収率を高めることで精度を向上させる方法もある。今後、回収できない理由についても分析し、できるだけ回収率が向上するよう調査を進めていただきたい。

②　精度向上の検討に当たり、回収できていない層の分析だけでなく、個票データについても更に分析の余地があると考えるので、取り組んでほしい。

③　令和７年調査の標本設計において、目標精度を達成できていない層区分について、例えば、母集団が大きくない場合には、当該層区分については全ての報告者に報告を求めることを検討してはどうか。

これらの意見は、今後、本調査の精度を改善する方策を検討・実行する上で、踏まえるべき重要なポイントと考える。したがって、調査実施者はこれらの意見を念頭に、可能な限り早急に本調査の精度改善に取り組むことが望ましい。

２　本調査に関する統計委員会諮問第 146 号の答申（令和３年３月 12 日付け統計委第３号）における「今後の課題」への対応状況について

本委員会は、前回答申において、以下（１）から（５）のとおり、今後の課題を示している。

（１）指定船舶調査（第１号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討
（２）特殊船調査（第３号調査）における昨年１年間の特別に支払われた報酬の把握の検討
（３）指定船舶調査（第１号調査）における昨年１年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討
（４）指定船舶調査（第１号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討
（５）業務報告等を活用した報告者負担の軽減

なお、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和５年３月 28 日閣議決定）においても、上記の今後の課題について、別表の具体的施策の一つとして掲げられている。

（１）指定船舶調査（第１号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討

a　本委員会は、前回答申において、指定船舶調査（第１号調査）について、以下の課題を示している。

指定船舶（第１号調査）については、おおむね５年ごとに、最新の母集団情報を把握するためのしっ皆による一般統計調査（以下「母集団調査」という。）を実施しているが、本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込み、本調査を５年ごとにしっ皆により実施することについて、遅くとも、令和５年度又は６年度に予定される次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ること。また、検討に際しては、船員を取り巻く状況変化等を踏まえるとともに、後記（２）、（３）及び（４）の検討を併せて行うこと。

b　本課題について、国土交通省は、**後記課題（３）**への対応も併せて検討し、指定船舶調査（第１号調査）は引き続き標本調査により実施しつつ、これまで指定船舶調査（第１号調査）の標本設計の見直しに係る基礎資料を得ることを目的として実施していたしっ皆による一般統計調査について、**図表６**のとおり、その目的を、指定船舶調査（第１号調査）を補完することに変更し、「昨年１年間の定期払いを要する報酬」、「勤続年数」など陸上労働者との比較可能性を向上させる事項等について把握する調査とすることを予定している。

また、実施予定のしっ皆調査について、まずは一般統計調査として実施し、同調査の結果公表後、政策ニーズや国民経済計算への利活用状況等を確認したのち、船員労働統計調査の一部とするなど、基幹統計調査化についても検討を行うこととしている。

図表６　実施予定のしっ皆調査の概要

調査の目的	本調査は、船員の労働に関する統計数値を体系的に整理するため、統計法に基づく基幹統計調査である船員労働統計調査を補完し船員労働統計調査では得られない統計を作成することを目的とする。
調査対象の範囲	全国、船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船員であって、総トン数20トン以上で、漁船、引船、はしけ及び官公署船以外の船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者を調査の対象とする。
報告を求める者	約3,200隻
選定の方法	全数、船員法第111条に規定する業務報告から母集団名簿を作成。
報告を求める事項	年齢、性別、経験年数、勤続年数、乗船月数、下船月数、昨年一年間の定期払いを要する報酬（給料、家族手当、その他の手当）等
報告を求めるために用いる方法	国土交通省－民間事業者－報告者
報告を求める期間	令和10年６月１日～８月末日

c　これについては、本統計の利活用の可能性を広げ、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、ニーズに沿った対応がなされたものであり、また、将来の基幹統計調査化の検討が予定されていることから、適当である。

（２）特殊船調査（第３号調査）における昨年１年間の特別に支払われた報酬の把握の検討

a　本委員会は、前回答申において、特殊船調査（第３号調査）について、以下の課題を示している。

> 今回の変更により、指定船舶（第１号調査）については昨年１年間に特別に支払われた報酬を把握できることとなるが、特殊船（第３号調査）については調査年の６月分のみを調査することとなる。しかしながら、令和元年度に実施した船員労働統計予備調査において、指定船舶（第１号調査）については６月分のみでは正確性を欠くことが判明しており、特殊船（第３号調査）についても同様に正確性を欠く可能性が高いと考えられる。
>
> このため、調査全体の統一性を図り、実態を正確に把握するとともに、利活用ニーズに資する観点から、特殊船（第３号調査）において昨年１年間の特別に支払われた報酬を把握できるようにすることについて、前記（１）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

b　本課題への対応として、**前記１（２）ア**のとおり、特殊船調査（第３号調査）において把握している６月単月分の「特別に支払われた報酬」について、「昨年１年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更する計画である。

c　これについては、①調査全体の統一性を確保し、船員に支払われる報酬の正確な把握に資するものであること、②報告者に対し過度な負担とはならないこと、③変更前後の数値の比較についても利用者に対して注意喚起がなされることから、適当である。

（３）指定船舶調査（第１号調査）における昨年１年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討

ａ　本委員会は、前回答申において、指定船舶調査（第１号調査）について、以下の課題を示している。

> 船員については、陸上労働者と比較して長期間の勤務期間・休暇期間を取るなど特殊な勤務体系を取っている者が多く、乗船月と休暇月での報酬に差が生じている可能性があるため、調査年の６月分の定期払いを要する報酬のみから正確な年間収入を推計するのは困難であると考えられるが、船員の年間収入を把握するニーズも存在している。また、現状においては、「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較可能性向上に係るニーズも存在している。
>
> このため、指定船舶（第１号調査）において、昨年１年間の定期払いを要する報酬を把握すること及び「賃金構造基本統計調査」等の陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項（勤続年数等）を追加することについて、前記（１）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

ｂ　本課題について、国土交通省は、令和６年度に実施したしっ皆による一般統計調査である「船員労働統計母集団等調査」において、「６月の１か月に支払われた報酬額」及び「昨年１年間の報酬」を把握し、両者を比較したところ、①１か月当たり平均報酬額から推計した平均年間報酬額と②昨年１年間の定期払い平均報酬額とで乖離がみられたことから、**前記２（１）**のとおり、しっ皆による一般統計調査において、「昨年１年間の定期払いを要する報酬」、「勤続年数」等を把握することにより、陸上労働者の統計との比較可能性向上を図るとしている。また、これに加え、昨年１年間の「乗船月数」及び「下船月数」についても把握することにより、船員の特殊な勤務実態を踏まえた分析が可能になるとしている。

ｃ　これについては、陸上労働者の統計との比較可能性向上が期待されるとともに、船員の勤務形態等を踏まえた分析に資するものであることから、適当である。

（４）指定船舶調査（第１号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討

ａ　本委員会は、前回答申において、指定船舶調査（第１号調査）について、以下の課題を示している。

指定船舶（第１号調査）において、現行計画上、予備船員(注)については調査対象となっていないが、国民経済計算の推計精度の向上や船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員についても調査対象とすることを検討する必要があると考えられる。

（注）船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの。乗船待機中及び陸上休暇中の者の船員の他、外国籍船舶に乗り組む船員が含まれる。

このため、予備船員を包括的に調査対象に追加することについて、前記（１）の検討と併せて検討し、結論を得ること。

b　本課題について、国土交通省は、以下のとおり説明している。

①　令和６年度に実施した「船員労働統計母集団等調査」によると、予備船員のうち、ⅰ)外国籍船（外航船）に乗り組む日本人船員の報酬の全体平均は約77万円、ⅱ)外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬の全体平均は約76万円であり、大きな差は見られない。

②　外航海運の事業者に対してヒアリングを実施したところ、雇用している船員については、乗船する船籍に関わらず、同一の労働協約や船員就業規則が適用されることから、船籍による給与形態に大きな差がないとの説明であった。

③　以上から、国民経済計算における「外国籍船に乗り組む日本人船員」の雇用者報酬は、ⅰ)現行調査の外航日本籍船に乗り組む日本人船員の報酬額に、ⅱ）船員法第111条報告で把握した予備船員数を掛けることで推計可能であるため、予備船員を新たな調査対象としての追加は行わない。

c　これについては、「船員労働統計母集団等調査」の結果及び事業者へのヒアリング結果を踏まえ、新たな調査対象として追加を行わずとも国民経済計算における推計が可能であること、また、報告者への負担軽減の観点から、適当である。

（５）業務報告等を活用した報告者負担の軽減

a　本委員会は、前回答申において、業務報告等を活用した報告者負担の軽減について、以下の課題を示している。

今回変更する調査項目以外の調査項目について、業務報告等の行政記録情報を活用した削減等の余地はないか、報告者負担軽減の観点から、引き続き必要な検討を行うこと。

b　本課題について、国土交通省は、船員法第111条に基づく業務報告において把握できる情報は、主として調査対象及び船舶の属性に関する基本情報であり、当該情報の活用は、指定船舶調査（第１号調査）の母集団名簿の更新や調査票へのプレプリントに限られるとしている。また、審議協力者から、関係団体が保有する情報についても、船舶に

関する情報が主であり、船員に関する情報は限られるとする説明があった。

c　これについては、国土交通省において、活用可能な行政記録情報については可能な限り活用していることが確認できたことから、適当である。